

# ごみの戸別収集を 区内全域へと拡大しています!



「燃やすごみ」「燃やさないごみ」の収集は、平成27年度末までに、区内全域が戸別収集となります。順次戸別収集となる地域を拡大していますが、現在の進行状況は下記のとおりです。

戸別収集が始まる時期	該当する地域	ごみを出す場所の事前確認等について
戸別収集になりました	秋葉原、浅草1～4丁目、浅草橋、池之端、上野、上野公園、上野桜木、雷門、小島、寿、駒形、台東、烏越、西浅草、花川戸、東上野、元浅草、谷中、柳橋	地域内の集積所は廃止されています。建物ごとに所定の場所に出していただくようお願いします。
平成26年10月から	浅草5丁目、蔵前1～3丁目、松が谷1～4丁目	現在、職員が各戸訪問してごみを出す場所の事前確認を行っています。
平成27年1月から	浅草6・7丁目、北上野1・2丁目、蔵前4丁目、三筋1・2丁目	戸別収集が開始されるおおよそ3か月前から、順次、事前確認にお伺いします。

- ※すでに戸別収集となっている場合や、敷地内の集積場所から収集している集合住宅につきましては、収集方法に変更はありませんので、職員の事前訪問はありません。
- ※状況により集積所による収集を継続させていただく場合もあります。
- ※資源は、従来どおり集積所での回収となります。

●平成27年度は、燃やすごみを水・土曜日に収集している地区の中を拡大していきます。

## 平成27年度の拡大該当地域

今戸・入谷・清川・下谷・千束・日本堤・根岸・橋場・東浅草・三ノ輪・竜泉

※地区内の拡大日程の詳細は、今後検討しお知らせいたします。

お問い合わせ：清掃リサイクル課 TEL：5246-1018 台東清掃事務所 TEL：3876-5771

# 10月は不適正搬入防止月間です!

23区内の清掃工場を運営している東京二十三区清掃一部事務組合では、清掃工場を安全に安定して運営するため、10月を「不適正搬入防止月間」とし、焼却に適さないものの搬入防止に取り組みます。

焼却不適物の搬入が原因で焼却炉が予定外の停止をすると、ごみの収集が遅れたり、取り残しが生じたりするなど、23区のごみ処理に大きな影響を与え、焼却炉の停止や再稼働にも、多くの時間と費用が掛かります。

清掃工場のごみの受入基準に関する問い合わせ:

東京二十三区清掃一部事務組合搬入指導係 TEL:6238-0732

## ◎正しいごみの排出にご協力をお願いします

燃やさないごみや規定のサイズを超えたごみ、水銀などの有害物質を含んだごみが搬入されると焼却炉をいためたり、機器の動作不良を引き起こしたりして、焼却炉の停止を招きます。

- 金属製品やガラス製品などは燃やさないごみへ出してください。
- 水銀を使用している血圧計や体温計は燃やさないごみへ出してください。
- 30cmを超えるごみについては、品目によって排出方法が異なりますので下記までお問合せください。

ごみ出しのルールを守って、清掃工場の安全で安定した運営にご協力をお願いします。



ごみの分け方、出し方に関するお問い合わせ:

清掃リサイクル課 TEL：5246-1018 または 台東清掃事務所 TEL：3876-5771